

様式第 16 号(第 15 条関係)

開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名	米子市中町 20 番地		地 位 の 承 継	承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名	
	米子市土地開発公社 理事長 角 博明				
開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	平成 20 年 11 月 25 日 受米建指第 2821 号		承 継 (受 理) 年 月 日	承 継 の 原 因	
許 可 内 容	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	米子市 両三柳字六郎兵衛屋敷通 4488 番 5			備 考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等 2 許可条件 (1)この許可に係る行為については、農地法その他の法令による 必要な許可を受けた後に着手すること (2)開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了 届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある 場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3)万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、 適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届けること (4)法第 36 条第 3 項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、 又は特定工作物を建設することはできません
	開 発 区 域 の 面 積	1978.85㎡	工 区 別 面 積		
	予 定 建 築 物 等	宅地分譲 (自己用以外)			
	法 第 41 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 制 限 の 内 容				
変 更 許 可	年 月 日	変 更 の 内 容			
		ハナシ			
完 了 検 査	工 区 名	検 査 年 月 日	検 査 済 証	完 了 公 告 の 年 月 日 及 び 番 号	平成 21 年 7 月 29 日 受米建指第 1414 号 開発行為に関する工事の廃止届出書受理